

宝くじについて

総務省・全国自治宝くじ事務協議会

令和 6 年 1 2 月

宝くじの仕組みについて

○ 宝くじは、以下のとおり、**射幸心を煽らない仕組み**となっている。

- 当せん金付証券法において、**当せん金率**（発売総額に対する当せん金の割合）は**5割以下**とされており、1等の当せん確率は**極めて低く設定**されている。

【例】 ロト7：約1,030万分の1、 ロト6：約610万分の1

※ ロト7とロト6の年間発売実績額は、『令和5年度ギャンブル障害及びギャンブル関連問題の実態調査（調査A）』において「ギャンブル等依存症が疑われる者に比較的好まれやすいことが推測される」とされた宝くじの年間販売実績額の約7割を占める

- インターネット専用くじを含め全ての宝くじは、**当せんが完全に偶然性により決定し、予想ができない**制度設計となっており、**のめり込みにくい仕組み**となっている。

※ 当せん金付証券法において「くじびきにより購買者に当せん金品を支払い、又は交付する」とされている

※ 刑法上、「富くじ罪」と「賭博罪」は区分されている

	富くじ罪	賭博罪
犯罪の構成要件	1 富くじの発売	1 偶然の輸贏（勝敗）に関するものであること 2 財物（一時の娯楽に供するものでないこと）を賭し、得喪を争うものであること 3 博技又は賭事
区別	賭博は抽せん以外の偶発的方法によって財物の得喪を決するのに対し、富くじは抽せんによって損益を決すること	
法定刑の差異の根拠	「賭博が正業を放棄してまで興奮・耽溺させやすい勝負事にかかるのに対し、富籤は、抽籤その他の単純な偶然性にかかるものであることに、両者の刑の差異の理由の重点を求めるべきであろう。」（福田平・大塚仁編『刑法各論講義』（青林書院、1968）（板倉宏執筆））	

- 当せん金(※)については、抽せん日の翌日以降に当せん者に支払われることから、**次から次へとお金を注ぎ込むことが起こりにくい仕組み**となっている。

※ 『令和5年度ギャンブル障害及びギャンブル関連問題の実態調査（調査A）』において、「ギャンブル等依存症が疑われる者に比較的好まれやすいことが推測される」とされた宝くじの当せん金

依存症対策のための自主的な取組みについて

- 長年の間、国民の娯楽として楽しまれている宝くじについては、ギャンブル等依存症の疑いのある者が購入することもあることを踏まえ、これまでも、発売団体において、例えば、以下のとおり依存症対策のための自主的な取組みを進めてきた。

➤ **相談対応者の設置**

宝くじコールセンターに、専門家による研修を受けた相談対応者を設置

➤ **ウェブサイトにおける購入制限**

宝くじ販売における売場とウェブサイトの割合は7:3とウェブサイトが占める割合は低いが、ウェブサイトにおいて以下のような対策を行っている。

- ・ 本人又は家族からの申告により購入を停止
- ・ 1決済あたり10万円を超える購入を制限
- ・ 1ヶ月あたり10万円を超える購入を制限

※ 利用する決済手段により異なる場合あり

※ 1ヶ月あたりの購入限度額の更なる引き下げ設定も可能

➤ **当せん確率の周知**

宝くじの当せん確率については、ガイドブックに明記し、周知

- 宝くじとギャンブル等依存症との直接的な因果関係は、今回の実態調査においても明らかになっていないが、今後も、宝くじを健全に楽しんでいただけるよう、以下のような自主的な取組みの拡充を検討。

➤ **更なる普及啓発の実施**

- ・ 依存症に係るリーフレットを売場に設置
- ・ メールマガジン等において、依存症に係る啓発を実施

➤ **ウェブサイトにおける取組みの強化**

- ・ 宝くじコールセンターにおいて依存症の相談を受け付けていることをウェブサイト等に明記し、周知
- ・ 宝くじの当せん確率をウェブサイトにも明記し、周知
- ・ このほか、購買履歴を活用してデータ分析を行い、例えば、購入画面での注意喚起を行うなど、ウェブサイトにおける更なる取組みについて検討